

第42号議案

中野区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和3年6月1日

提出者 中野区長 酒井直人

(提案理由)

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限の延長について規定を整備し、寄附金税額控除に係る寄附金の範囲を改めるとともに、区民税の非課税の範囲等における扶養親族の取扱いについて規定を整備する必要がある。

中野区特別区税条例の一部を改正する条例

中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第14条第1号中「扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第20条第1項各号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加える。

第24条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

付則第2条の2の2第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

付則第3条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第20条第1項各号の改正規定及び付則第3条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(2) 第10条第2項、第14条第1号及び第24条の3第1項の改正規定並びに付則第2条の2の2第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

（区民税に関する経過措置）

第2条 改正後の中野区特別区税条例（以下「新条例」という。）第20条第1項の規定は、区民税の所得割の納稅義務者が令和3年4月1日以後に支出した寄附金について適用し、区民税の所得割の納稅義務者が同日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

2 新条例第10条第2項、第14条第1号及び第24条の3第1項の規定並びに付則第2条の2第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の区民税について適用し、令和5年度分までの区民税については、なお従前の例による。